

令和5年7月5日

## 専決処分した議案の報告

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司

次の諮問議案2件について、軽易なものかつ特に緊急を要しているものと判断し、鳥取海区漁業調整委員会規程第5条第3項の規定に基づき原案に同意する旨の専決処分をしました。同項の規定に基づき、その処分に対する承認を求めます。

- 1 特定水産資源まさば及びごまさばの令和5管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量について（諮問）…別紙1、資料3-1

諮問の日：令和5年6月7日

答申の日：令和5年6月15日

答申の内容：原案に同意する

専決処分とした理由：

このたびの特定水産資源まさば及びごまさばの漁獲可能量の設定については、農林水産大臣の承認を受ける必要があり、その承認申請の期限が令和5年6月21日までとなっていたが、期限までに本委員会を開催することが難しく、特に緊急を要するものと判断し専決処分とした。

- 2 特定水産資源くろまぐろの令和5管理年度における知事管理区分に配分する漁獲可能量の変更について（諮問）…別紙2、資料3-2

諮問の日：令和5年6月29日

答申の日：令和5年6月30日

答申の内容：原案に同意する

専決処分とした理由：

このたびの特定水産資源くろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更については、令和5年6月23日に沿岸の定置網において、小型のくろまぐろの入網があり、小型魚の漁獲量が急激に増加したことに伴うものである。

小型魚の「鳥取県沿岸くろまぐろ漁業」は、曳き縄と定置網に分け、資源管理協定に基づき管理を行っているが、定置網において配分された漁獲可能量を超えたことから、漁獲可能量を超過した状況を早期に解消し、曳き縄の漁獲可能量を維持するためには、県の留保枠を早急に配分する必要があったことから、特に緊急を要するものと判断し専決処分とした。

なお、定置網では、現在も採捕しない措置がとられており、国に追加配分を要望中とのこと。

（参考）鳥取海区漁業調整委員会規程（抜粋）

第5条 委員会は、定員の過半数に当たる委員が出席しなければ会議を開くことができない。

2 議事は法令で特別に定める場合を除くほか、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは会長の決するところによる。

3 会長は、軽易なもの又は特に緊急を要するものの議案については、専決処分することができる。ただし、専決処分をしたときは、次の委員会において報告し、その承認を得なければならない。

第202300078646号  
令和5年6月15日

鳥取県農林水産部水産振興局  
局長 鈴木 由香利 様

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司  
(公印省略)

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まさば対馬暖流系群及び  
びごまさば東シナ海系群の知事管理区分に配分する漁獲可能量に  
ついて (答申)

令和5年6月7日付第202300066310号で諮問のあったこのこと  
について、原案に同意します。

委員会事務局	西村
電話	0857-26-7318
ファクシミリ	0857-26-8131

第 202300091000 号

令和 5 年 6 月 30 日

鳥取県農林水産部水産振興局

局長 鈴木 由香利 様

鳥取海区漁業調整委員会 会長 板倉 高司

(公印省略)

令和 5 管理年度特定水産資源くろまぐろの知事管理漁獲可能量の  
変更について (答申)

令和 5 年 6 月 29 日付第 202300086697 号で諮問のあったこのこ  
とについて、原案に同意します。

委員会事務局 西村

電 話 0857-26-7318

ファクシミリ 0857-26-8131



第202300066310号

令和5年6月7日

鳥取海区漁業調整委員会  
会長 板倉 高司 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利  
(公印省略)

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の知事管理区分に配分する漁獲可能量について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定により、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第2項の規定により諮問します。

(担当 農林水産部水産振興局漁業調整課 野々村 電話 0857-26-7303)

まさば及びごまさばに関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に掲げる数量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県まさば及びごまさば漁業	現行水準

鳥取県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば及びごまさば」の知事管理区分に配分する漁獲可能量について

○農林水産大臣から資料 1-3 のとおり、漁業法第 15 条に基づき特定水産資源まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群（以下「まさば及びごまさば」と言う。）について、令和 5 管理年度（令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日）の都道府県別漁獲可能量の配分が示された。

○都道府県知事は都道府県資源管理方針に定めた魚種について、漁業法第 16 条の規定に基づき、海区漁業調整委員会の意見を聞き、農林水産大臣の承認を受けた上で、知事管理区分に配分する量（知事管理漁獲可能量）を定め、管理する必要がある。

○鳥取県の漁獲可能量は「現行水準」（※）となっており、鳥取県資源管理方針による、まさば及びごまさばの鳥取県知事管理区分は「鳥取県まさば及びごまさば漁業」のみであり、鳥取県資源管理方針により、漁獲可能量の知事管理区分への配分量は「全量を鳥取県まさば及びごまさば漁業へ配分する」こととなっていることから、まさば及びごまさば漁業の知事管理漁獲可能量を「現行水準」と定めようとするもの。

（※）全体の漁獲量のうち、おおむね 80% の漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量が明示されるが、それ以外の県については、「現行水準」として配分される。この場合、目安となる数量が別途示されるが、著しく漁獲量が増加しないかぎり基本的に数量管理は必要ない（漁獲量の報告は必要）。

1. 農林水産大臣からの本県への配分（資料 1-3）

令和 5 年鳥取県割当数量（知事管理分）

まさば及びごまさば：現行水準（目安数量 10t 未満）

<参考：まさば及びごまさば漁獲量>（単位：kg）

年	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
TAC 報告量	6,451	5,769	6,994	2,594	4,750	4,355	17,170	10,706

<参考：令和 5 管理年度まさば及びごまさば TAC 配分>

知事管理分（単位：t）

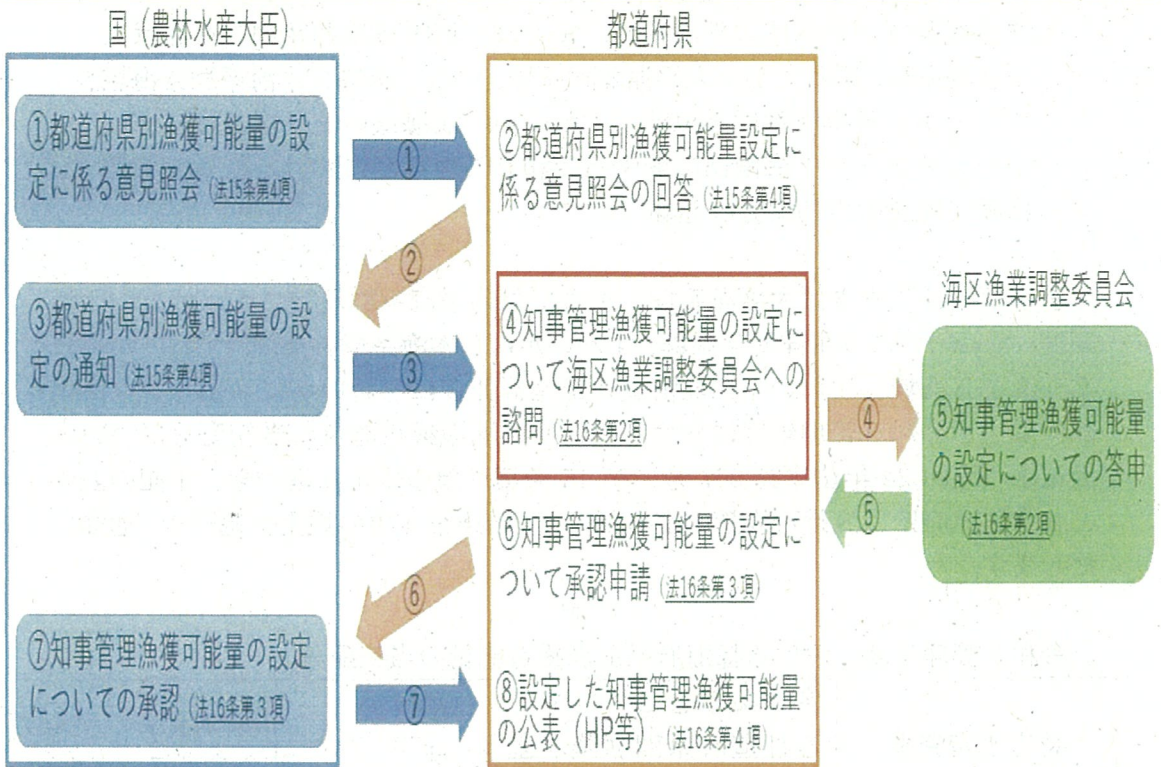
都道府県名	島根県	山口県	長崎県	鹿児島県
TAC 配分	18,700	1,700	25,600	11,800

秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、福岡県、佐賀県及び熊本県については、現行水準

2. 今後の流れ（資料 1-4）

海区委員会への諮問⇒答申⇒農林水産大臣への承認申請⇒承認⇒公表（ホームページ）

# 知事管理漁獲可能量の設定手続き



## (参考) 漁業法 (一部抜粋)

### (農林水産大臣による漁獲可能量等の設定)

第15条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

一 漁獲可能量

二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量 (以下この章において「都道府県別漁獲可能量」という。)

三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量 (以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「大臣管理漁獲可能量」という。)

2～3 略

4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の見解を聴くものとし、その数量を定めるときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。

5～6 略

### (知事管理漁獲可能量の設定)

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量 (以下この節及び第百二十五条第一項第四号において「知事管理漁獲可能量」という。) を定めるものとする。

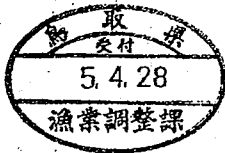
2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、知事管理漁獲可能量の変更について準用する。この場合において、第三項中「定めようとするとき」とあるのは、「変更しようとするとき (農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)」と読み替えるものとする。

6 都道府県知事は、前項において読み替えて準用する第三項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。



5水管第325号  
令和5年4月26日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群並びにずわいがにオホーツク海南部に関する令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

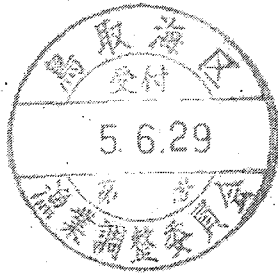
記

令和5管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（%）	現行水準の場合の目安数量（トン）
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	0.00%	10トン未満
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

（注記）基本シェアの算定期間（平成29年から令和元年）の漁獲実績が1トン未満の場合は、配分の対象としない





鳥取海区漁業調整委員会  
会長 板倉 高司 様

第202300086697号  
令和5年6月29日

鳥取県農林水産部水産振興局長  
鈴木 由香利  
(公印省略)

特定水産資源くろまぐろの令和5管理年度における知事管理区分  
に配分する漁獲可能量の変更について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の  
規定に基づき、別紙のとおり知事管理漁獲可能量を変更して定めたいの  
で、同条第5項において準用する同条第2項の規定により諮問します。

次の表の左欄に掲げる特定水産資源に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）における漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に掲げる数量は、同表の中欄に掲げる知事管理区分について、同表の右欄に掲げる数量に変更する。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県沿岸くろまぐろ漁業	5.7トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.2トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県定置網漁業	6.4トン
	鳥取県その他漁業	0.1トン
	県留保枠	0.6トン